

第 9 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）を新設し、若しくは増設した」を「）を新設し、若しくは増設し、若しくは同号に規定する特定業務児童福祉施設（当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものに限る。第4条の14第1項及び第2項において「対象特定業務児童福祉施設」という。）を整備した」に改める。

第4条の14第1項各号列記以外の部分及び第2項中「又は増設した」を「若しくは増設し、又は対象特定業務児童福祉施設を整備した」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月19日から適用する。
- 2 新条例第4条の14の規定は、令和6年4月19日（以下「適用日」という。）以後に地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号イに掲げる地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、若しくは増設し、又は同号に規定する特定業務児童福祉施設（当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものに限る。）を整備した同法第17条の2第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、適用日前に地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。